

農 政 改 革 大 綱

平 成 1 0 年 1 2 月

農 林 水 産 省

目 次

農政改革についての基本的考え方	-----	1
国内農業生産を基本とした食料の安定供給の確保と食料安全保障	-----	2
1．国内農業生産の維持・増大	-----	2
(1) 生産努力目標の策定とその達成を目指した生産の展開		
(2) 食生活の見直しに向けた運動の展開		
(3) 食料自給率の目標の策定		
2．安定的な輸入の確保と適正な備蓄の実施	-----	4
(1) 安定的な輸入の確保		
(2) 適正な備蓄の実施		
3．不測の事態における危機管理体制の構築	-----	5
4．食料及び農業に関する国際協力	-----	5
消費者の視点を重視した食料政策の構築	-----	6
1．食生活における安全性・品質の確保と食品の表示・規格の改善・強化	-----	6
(1) 食生活における安全性・品質と健康等の確保		
(2) 食品の表示・規格制度の改善・強化		
2．食品産業の経営体質の強化と食品流通の効率化	-----	7
(1) 食品産業の経営体質の強化		
(2) 卸売市場制度の改善・強化等による食品流通の効率化		
農地・水等の生産基盤の確保・整備	-----	9

1 . 優良農地の確保等	-----	9
(1) 優良農地の確保・有効利用と耕作放棄の解消		
(2) 農地の流動化の推進		
2 . 農業生産基盤の整備	-----	10
(1) 立地条件に即した整備		
(2) 土地改良施設の管理保全		
(3) 環境の保全等に配慮した事業展開		
(4) 効率的な事業展開		
担い手の確保・育成	-----	12
1 . 幅広い担い手の確保	-----	12
(1) 新規就農の促進		
(2) 多様な担い手の確保		
(3) 農業経営の法人化と法人経営の活性化		
2 . 農村女性の地位の向上	-----	15
(1) 女性の社会参画への農業・農村面における支援		
(2) 女性の農業関連起業活動への支援		
(3) 女性の能力開発と農業経営参画		
(4) 農山漁村の青年と都市の女性の交流促進等		
3 . 高齢農業者の役割の明確化と福祉対策の推進	-----	16
(1) 高齢者の役割の明確化と農業関連活動の促進		
(2) 高齢者に配慮した生活環境の整備		
(3) 高齢者福祉対策の充実		
農業経営の安定と発展	-----	17
1 . 国内農業生産の維持・増大に資する価格形成の実現と経営安定措置の実施	-----	17
(1) 市場原理を重視した価格形成の実現		
(2) 価格政策見直しに伴う所得確保・経営安定対策の実施		

(3) 関連施策の展開	
2 . 主要品目別の検討方向	----- 17
(1) 米	
(2) 麦	
(3) 大豆・なたね	
(4) 砂糖・甘味資源作物	
(5) 牛乳・乳製品	
3 . 経営政策の充実	----- 18
(1) 経営政策の体系的整備	
(2) 農業災害補償制度の見直し	
(3) 生産資材費低減対策の推進	
技術の開発・普及	----- 21
1 . 技術開発の充実・強化	
(1) 国全体の技術開発の目標等の策定と連携の強化	
(2) 新たな農政の展開方向に即した技術開発の重点化	
2 . 普及事業の見直し	
農業の自然循環機能の発揮	----- 23
1 . 農業の持続的な発展に資する生産方式の定着・普及	
2 . 家畜ふん尿の適切な管理・利用の推進	
3 . 有機性資源の循環利用システムの構築	
4 . 農業生産に係る環境機能面に関連した政策のあり方の検討	
5 . 農業分野における地球規模での環境問題への対応の強化	
農業・農村の有する多面的機能の十分な発揮	----- 25

1 . 農業・農村の有する多面的機能の理解の増進と適正な評価	-----	25
2 . 農村地域の総合的・計画的な整備	-----	25
(1) 農業振興地域制度の見直し		
(2) 農村整備に係る諸事業の見直し		
3 . 都市住民のニーズに対応した農業・農村の振興	-----	26
(1) 都市と農村の交流の促進と市民農園の普及		
(2) 都市農業の振興・発展		
4 . 中山間地域等への直接支払いの導入等	-----	26
(1) 農業生産の振興と農業経営の体質強化		
(2) 国土保全等の多面的機能の維持・発揮		
(3) 中山間地域等における定住の促進		
(4) 直接支払いの導入		
農業団体の見直し	-----	28
1 . 農業協同組合系統組織	-----	28
(1) 組織の再編・整備の実現		
(2) 新しい農政の展開における農協系統組織による積極的な役割の発揮		
2 . 農業委員会系統組織	-----	29
(1) 農業委員会の組織体制の見直し		
(2) 構造政策への農業委員会系統組織の積極的な取組みの推進		
3 . 農業共済団体	-----	29
(1) 事業運営基盤の充実強化		
(2) 農政の展開方向に即した農業共済事業の改善		
4 . 土地改良区	-----	30
5 . 団体間の連携の強化	-----	30

農政改革大綱	備考
<p>農政改革についての基本的考え方</p> <p>食料は、国民の生活に欠くことのできない基礎的な物資である。また、農業・農村は、農業生産活動を通じて、食料の供給に加え、国土・環境の保全、水資源のかん養、緑や景観の提供、地域文化の継承等の公益的・多面的な機能を発揮している。こうした食料・農業・農村が果たす役割は、国民の安全で豊かな暮らしを守り、国家社会を安定させる基盤として、21世紀においてはより一層重要な意義を持つ。</p> <p>一方、世界の食料需給について長期的にはひっ迫する可能性もあると見込まれる中で、我が国においては自給率が一貫して低下してきている。また、これまでの戦後の農政の展開にも関わらず農業の担い手の減少・高齢化や農地の減少には歯止めがかからず、我が国の食料供給力は低下してきている。さらに、過疎化・高齢化が進行している農村では、地域の活力が低下し集落の維持が困難な地域も生じてきており、今後、農業・農村の有する多面的機能の発揮が困難となり、国民生活の安全・安心が確保し得なくなることも懸念されるに至る危機的状況にある。また、経済社会の国際化が進展する中で、農政の展開にあたっては、国際的な協調や地球的視点を踏まえていくことが求められている。</p> <p>こうした農業・農村をめぐる厳しい事態及び国際化の進展という状況に適切に対処し、来るべき21世紀においても、我が国農業・農村の持続的な発展を通じて、国民の安全で豊かな暮らしを確保していくことができるようにすることは、緊急かつ重要な国民的課題である。</p> <p>このため、現行基本法に基づく戦後の農政を、その反省を踏まえ国民全体の視点に立って抜本的に見直し、経営感覚に優れた効率的・安定的担い手の確保を通じ、我が国農業が有する力が最大限に発揮され、安全で合理的な価格での食料の安定的供給と農業・農村の多面的機能の十分な発揮が可能となる政策として再構築する。この新たな食料・農業・農村政策の具体化については、農政改革プログラムに沿い着実に進めるとともに、定期的（おおむね5年ごと）にその検証・見直しを行うことにより、情勢の変化に柔軟に対応し得る、透明性の高い効率的な政策の推進を図る。</p>	<p>新たな食料・農業・農村政策の実施にあたっての行政手法上の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策の評価と見直し ・財政措置の効率的・重点的運用 ・情報公開と国民の意見の反映 ・国と地方の役割分担の明確化 ・国際規律との整合性

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>国内農業生産を基本とした食料の安定供給の確保と食料安全保障</p> <p>1. 国内農業生産の維持・増大</p> <p>世界の食料需給について長期的にはひっ迫する可能性もあると見込まれる中で、国民の必要とする食料を安定的に供給するとともに、不測の事態における食料安全保障を確保するため、国内農業生産を食料供給の基本に位置付け、可能な限りその維持・増大を図っていく。このため、農業構造の変革等による生産性の向上、地域の条件や特色を活かした適地適産の推進、国内農業と消費者・食品産業との結び付きの強化等を図る。また、関係者の努力喚起及び政策推進の指針として食料自給率の目標を策定し、その達成に向け、関係者一体となった取組みを行う。</p> <p>(1) 生産努力目標の策定とその達成を目指した生産の展開</p> <p>品目ごとの生産努力目標の策定</p> <p>1) 主要な農産物について、品目ごとに、担い手、品質・コスト等生産面における課題を明確化した上で、課題が解決した場合に到達可能な国内生産水準を生産努力目標として策定</p> <p>2) 全国段階での生産努力目標の策定に併せ、地方公共団体、生産者団体等による地域段階での生産努力目標の策定を促進</p> <p>生産努力目標の達成を目指した生産の展開（取組課題）</p> <p>1) 米</p> <p>ア) 生産性の高い営農の展開（稲・麦・大豆体系や高収益部門を組み合わせた複合経営の導入、直播や不耕起栽培の導入による生産コストの低減、担い手を中心とした生産体制の整備）</p> <p>イ) 需給動向に即した良質米の生産（生産調整の着実な実施、産地・銘柄ごとの市場評価を踏まえた品種選択）</p> <p>ウ) 国産米の安定供給体制の強化（産地の物流体制の合理化と広域的な出荷体制の整備、地域の条件を活かした特色ある米の生産販売）</p>	<p>農地について、品目ごとの生産努力目標の達成に必要な指標（作付面積等）についても併せて明示。</p> <p>「緊急生産調整推進対策」(10～11年)を見直す。</p>

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>2) 麦</p> <p>ア) スケールメリットを発揮し得る生産体制の整備（生産拡大、品質・生産性の向上、担い手の確保等の目標を踏まえた生産展開、期間借地・大型機械のリースによる担い手の規模拡大、乾燥調製施設の整備）</p> <p>イ) 食品産業等のニーズに対応した生産（品質の向上・安定のための高品質品種の育成・普及や栽培技術の改善、品質取引に対応した物流・品質分析体制の整備）</p> <p>ウ) 安定的な麦作の推進（二毛作・輪作等を組み入れた地域の条件に適した合理的作付体系の導入・普及）</p> <p>3) 大豆</p> <p>ア) 効率的な生産体制の整備（単収の向上や生産拡大、生産性の向上等の具体的な目標を踏まえた生産の展開、担い手の育成と団地化による主産地の形成）</p> <p>イ) 食品産業等のニーズに対応した生産（食品産業と産地が一体となった品質評価、国産大豆を使用した商品開発、食品産業との契約栽培・直接取引等の拡大、市場評価が生産者手取りに反映されるような大豆交付金制度の見直し）</p> <p>ウ) 生産の安定化（耐冷性・病虫害抵抗性・機械化適性等を備えた新品種の育成・普及、栽培技術の高位平準化）</p> <p>4) 畜産物・飼料作物</p> <p>ア) 安定的な生産・経営管理体制の整備（飼養管理技術の改善・高位平準化、家畜改良による産肉・産乳量等の能力の向上、法人化の推進、労働負担の軽減のための経営支援組織の確立）</p> <p>イ) 飼料自給率の向上（飼料作物の生産基盤の強化と生産性・品質の向上、日本型放牧の推進）</p> <p>ウ) 高品質、安全で特色ある畜産物の生産（国産品の優位性を活かした特色ある畜産物の生産、生産から流通段階における衛生管理の徹底）</p> <p>5) 果樹</p> <p>ア) 省力・低コストな生産体制の整備（わい化栽培、園地整備、規模拡大の推進）</p>	<p>主産地ごとに、生産者、食品産業、普及組織、行政等が一体となって、産地協議会を設置。</p> <p>主産地ごとに、生産者、食品産業、普及組織、行政等が一体となって、産地協議会を設置。</p> <p>新たな「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」、飼料増産推進計画（仮称）を策定。</p> <p>新たな「果樹農業振興基本方針」を策定。併せて新たな生産対策のあり方を</p>

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>1) 品質本位の生産流通（高度な集出荷貯蔵施設の整備、加工業との連携強化による新たな果実加工品の開発）</p> <p>6) 野菜</p> <p>ア) 国産野菜の周年的な安定生産体制の整備（機械化一貫体系の導入）</p> <p>イ) ニーズに即した野菜生産流通（本物・安全志向の高まりや業務需要の増大を踏まえた減農薬野菜・加工適性品種の生産）</p> <p>7) 花き</p> <p>ア) 低コスト・多種類の花き生産供給体制の整備（省力大量生産技術の導入・普及）</p> <p>イ) 大量需要に対応した流通体制の整備（集出荷施設の整備、台車流通の普及）</p> <p>(2) 食生活の見直しに向けた運動の展開</p> <p>我が国の食生活が大きく変化し、国内生産では対応できなくなったことが食料自給率の低下の大きな要因となっている。一方、食べ残し等食生活における無駄のほか、健康面では脂質摂取過多による栄養バランスの崩れ等も見られる。このため、消費者も現在の食生活を見直していくことが必要となっており、これに必要な情報提供や啓発活動を展開する。</p> <p>米、畜産物、油脂等の食料消費の状況、農産物の供給の状況（国内生産、輸入）等食料自給率に関する情報の積極的な提供</p> <p>食べ残し・廃棄の削減、日本型食生活の普及、栄養と健康の関係についての啓発等食生活の見直し・改善に向けた国民的な運動の展開</p> <p>(3) 食料自給率の目標の策定</p> <p>食料を安定的に供給するとともに不測の事態における食料安全保障を確保するとの基本的考え方に立ち、かつ、以上のような生産・消費両サイドからの食料供給力向上に向けた取組みを前提として、関係者の努力喚起及び政策推進の指針としての食料自給率の目標を策定する。</p>	<p>検討。</p> <p>新たな産地育成対策のあり方を検討。</p> <p>「花き産業振興計画」（仮称）の策定等新たな生産対策のあり方を検討。</p>

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>2. 安定的な輸入の確保と適正な備蓄の実施</p> <p>(1) 安定的な輸入の確保 円滑で安定的な食料輸入を確保するため、食料輸出国との良好な関係を維持するとともに、多国間協定による会合の場等における情報収集・交換の推進や、主要輸出国との安定的な取引に関する取り決めの着実な履行を図る。 また、世界の食料需給動向の的確な把握を行うため、海外における食料の生産・供給動向等の情報収集・分析体制を充実する。</p> <p>(2) 適正な備蓄の実施 食料供給が不足する事態に備えて、米・麦・大豆・飼料穀物等主要食料について適正・効率的な備蓄を行う。</p> <p>3. 不測の事態における危機管理体制の構築 凶作、輸入の途絶などにより、相当の期間、食料供給が著しく不足するような不測の事態においても、国民に対する最低限の食料の安定供給が確保されるよう、危機管理体制を構築する。 国内外の食料需給状況に関する迅速かつ適切な情報収集・分析体制の整備 米・麦等の緊急増産や熱量効率の高い作物の導入が必要となった場合の的確な生産転換等を実施するための計画の策定と実施体制の整備 食料の価格監視、流通の確保策等の整備</p> <p>4. 食料及び農業に関する国際協力 国際協力を通じて世界の食料需給の安定に資するため、食料・農業分野の国際協力の重要性等をODA大綱等において明確化するとともに、開発途上国等への専門家派遣、研修員の受入れ等の技術協力や資金協力を強化・充実するとともに食糧支援の仕組みの適切な活用等を図る。</p>	

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>消費者の視点を重視した食料政策の構築</p> <p>1. 食生活における安全性・品質の確保と食品の表示・規格の改善・強化</p> <p>消費者の食における安全と安心を確保するため、輸入食品を含め食品の安全性・品質確保対策を強化するとともに、食生活についての情報提供、食教育の推進等を行う。また、消費者の適切な商品選択に資するため、食品の表示・規格制度を改善・強化する。</p> <p>(1) 食生活における安全性・品質と健康等の確保</p> <p>生産から消費に至る各段階における食品の安全性・品質確保対策の充実・強化</p> <p>1) 生産段階における対策（生産資材の使用基準の見直しや生産ガイドラインの策定等）</p> <p>2) 製造段階における対策（H A C C P手法の導入促進等）</p> <p>3) 流通段階における対策（卸売市場等の施設の計画的整備、生鮮食品等の取扱いガイドラインの策定等）</p> <p>4) 消費段階における対策（消費者への情報提供・普及・啓発活動等）</p> <p>食生活のあり方を見つめ直す幅広い活動の展開</p> <p>1) 健康等の確保のための食生活の啓発活動の展開</p> <p>2) 生産者と消費者との交流による相互理解の促進</p> <p>3) 食教育の充実や子供達の農林漁業・農山漁村体験学習の促進</p> <p>(2) 食品の表示・規格制度の改善・強化</p> <p>表示・規格制度の改善・強化</p> <p>1) 消費者ニーズへの対応、国際的な表示ルールとの整合性の確保等の観点から、原産地表示の拡充をはじめ食品の表示制度を改善・強化</p> <p>2) J A S規格・認証制度等の見直し及び国際規格との整合化</p> <p>3) 第三者検査認証を通じた有機食品の表示の適正化</p>	<p>食を考える国民会議を組織化。</p> <p>学校5日制が完全実施される14年に向け、食教育や農林漁業・農山漁村体験学習の充実方策を検討。</p> <p>11年通常国会にJ A S法改正法案を提出予定。</p>

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>遺伝子組換え食品の表示ルールの確立及び適正な実施 国際規格策定への積極的参画</p> <p>2. 食品産業の経営体質の強化と食品流通の効率化 国民への食料の供給に重要な役割を果たす食品産業について、国内農業との連携強化や経営基盤の強化等を通じた体質強化を図る。また、卸売市場の機能・体制の改善・強化等により、食品流通の効率化・活性化を図る。</p> <p>(1) 食品産業の経営体質の強化 食品産業と国内農業との連携強化 加工・業務用への国内農産物の需要拡大等を図るため、食品産業と国内農業の望ましい連携のあり方、その推進手法等について、法制度化を含め幅広く検討を行い、必要な対策を講ずる。</p> <p>食品産業の経営体質の強化 1) 技術力の向上の促進（先端技術開発の推進、産学官の連携強化） 2) 中小企業支援等業種横断的施策の活用促進（関係省庁間の連携強化） 3) 農産加工品の輸入事情の変化に対処した加工業者への金融・税制上の支援措置の継続的实施</p> <p>環境問題への積極的対応 1) 各種環境施策の効果的な推進を図るための指針の策定 2) 家庭系一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進</p>	<p>食品表示問題懇談会において、遺伝子組換え食品の表示ルールを取りまとめ。</p> <p>具体的施策については研究会を設けて検討。 (検討項目例) ・食品産業と国内農業の連携による新製品の開発・販路拡大等の取組みの推進方策 ・加工・業務用等の原料農産物の国内安定供給等の推進方策</p> <p>11年通常国会に、特定農産加工業経営改善臨時措置法を延長する法案を提出予定。</p>

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>3) 食品残さ等の有機性廃棄物の肥飼料等としてのリサイクルの推進 4) 地球温暖化問題への対応に向けた食品産業界の自主行動計画の策定の促進</p> <p>(2) 卸売市場制度の改善・強化等による食品流通の効率化 卸売市場の機能・体制の改善・強化 消費の多様化、大型化した産地・ユーザーの発言力の高まり、流通チャネルの多元化、市場関係業者の経営悪化等の卸売市場をめぐる情勢の変化に対処し、卸売市場法の見直し等により卸売市場制度の改善・強化を図るとともに、新たな卸売市場整備基本方針を策定する。 食品流通業の効率化と活性化</p> <p>1) 生鮮食品等の取引の電子化の推進等、生産から消費までの最適な集出荷・流通システムの構築 2) 食品販売業の仕入れシステムの高度化 3) 施設整備による店舗の近代化 4) 業種横断的な連携促進（地域食品商業活性化協議会の諸活動の支援） 5) 消費者サービスの充実（食料品共同受発注システムの構築等）</p>	<p>卸売市場法の改正を検討。 （検討内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引方法の改善 ・市場関係者（卸売・仲卸業者等）の活性化と経営体質の強化

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>農地・水等の生産基盤の確保・整備</p> <p>1. 優良農地の確保等</p> <p>農業生産にとって最も基礎的な資源である農地を良好な状態で確保するとともに、国民的な視点に立ってその有効利用を図る。また、効率的・安定的な農業経営を育成するため、担い手への農地の利用集積を促進する。このため、農地関係諸制度・事業の見直しを行う。</p> <p>(1) 優良農地の確保・有効利用と耕作放棄の解消</p> <p>優良農地の確保に関する国の方針の明確化</p> <p>1) 農用地区域内の優良農地の維持・確保</p> <p>2) 優良農地の確保のために必要となる土地基盤等の整備の計画的な推進</p> <p>耕作放棄の解消に向けた取組みの強化</p> <p>1) 地元市町村における具体的な有効利用計画の策定</p> <p>2) 耕作放棄地の受け手としての担い手の育成及び受け手のない農地についての農地保有合理化法人による管理耕作の活用等</p> <p>計画的な土地利用の徹底と非農業的土地需要への適切な対応</p> <p>1) 農用地区域の設定基準等の法定化</p> <p>2) 市町村農業振興地域整備計画の拡充</p> <p>(2) 農地の流動化の推進</p> <p>農地の利用集積に向けた市町村の主体的取組みの推進</p> <p>1) 市町村ごとに、新たに農地流動化目標を設定</p> <p>2) 市町村段階の農地保有合理化法人による農地流動化推進への取組みの強化</p> <p>農地流動化のための関連制度の見直し</p> <p>1) 地域の実態に応じた農地移動の下限面積要件の弾力化（農地の権利移動許可の</p>	<p>11年通常国会に農業振興地域の整備に関する法律の改正法案を提出予定。</p> <p>市町村農業振興地域整備計画については、おおむね5年ごとに見直し。</p> <p>市町村の農地流動化目標については、5年ごとに目標と実績を検証。</p> <p>検討項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合理化法人による市町村への農用地利用集積計画の策定申入権の付与

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>要件となっている下限面積につき、農林水産大臣の承認を受けることなく、地域の担い手の実態に応じて、都道府県知事の判断により設定できるようにする。）</p> <p>2) 小作料の定額金納制の廃止（自由な形式での小作料支払いを可能とする。） 多様な担い手による農作業の受委託の促進 農作業受委託の促進のため、認定農業者を核とした農業者組織、集落営農、農協や市町村が参画した第3セクター、農作業の受託を専門的に行うサービス事業体等作業受託の担い手を幅広く確保する。</p> <p>2. 農業生産基盤の整備 食料の安定供給の確保、農業の生産性向上等を図るため、かんがい排水施設、大区画ほ場の整備等農地・水等の農業生産基盤の整備・確保を、土地改良長期計画に基づき、地域の立地条件に即し、環境の保全に配慮しつつ推進する。併せて、国土・環境保全等の公益的機能を有する土地改良施設につき、適切な整備・更新を図るとともに、公的管理の充実を検討していく。 また、農業構造の変化、ニーズの多様化、環境への配慮の要請の高まり等の社会経済情勢の変化を踏まえ、土地改良制度を総合的に見直す。</p> <p>(1) 立地条件に即した整備 平場地域における基盤整備</p> <p>1) かんがい排水施設の整備と円滑な更新（かんがい排水施設の計画的・機動的な整備・更新が可能となるような手法の整備、水の循環利用の促進、地域用水機能の発揮、都市用水としての一部活用等に向けた効率的利用の強化等）</p> <p>2) 担い手への農地の利用集積に資する大区画のほ場整備及び水田の汎用化（利用集積を加速する新たな手法の整備） 中山間地域等における基盤整備</p> <p>1) 市町村の広域的な連携、中山間地域の実情に即した事業の推進（市町村の広域</p>	<p>・合理化法人による農地売買等事業の円滑な実施のための環境整備</p> <p>・農地流動化に取り組みやすいよう、事業の再編成</p> <p>新たな農業農村整備の基本方針を策定。</p> <p>土地改良制度の総合的検討 (想定される検討内容例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良施設の適切な更新等のための計画・事業実施の仕組み ・公益的機能を踏まえた土地改良施設の維持管理に係る公的関与 ・土地改良区に期待される役割の発揮 ・環境保全等への配慮 <p>(検討を踏まえ、土地改良法を改正予定)</p>

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>連携等による事業の効率的な推進、農林地の一体的な整備等)</p> <p>2) 中山間地域等への公的支援策の検討と連携を図りつつ事業のあり方を検討</p> <p>(2) 土地改良施設の管理保全 基幹的な水利施設に係る適切な公的管理の実施、土地改良施設の円滑な整備・補修の推進等による施設の管理体制の改善 零細・小規模な土地改良区の統合整備と活性化</p> <p>(3) 環境の保全等に配慮した事業展開 農村地域の総合的な環境保全対策の実施が可能となることに配慮して事業を推進 環境保全に配慮した事業計画・審査基準の策定</p> <p>(4) 効率的な事業展開 費用効果分析等の一層の活用</p> <p>1) 生産基盤整備に加え、農村生活環境整備についても、費用効果分析を順次導入</p> <p>2) 事業完了地区において、効果の発現状況を明らかにするとともに、その結果を新規地区の事業計画等に反映させるための事後評価制度を順次導入 再評価システムの着実な実施 事業実施地区において事業の再評価システムを活用・実施し、その評価結果に基づき事業変更・中止等必要な措置を講ずる。</p>	<p>10年度より導入。</p>

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>担い手の確保・育成</p> <p>1. 幅広い担い手の確保</p> <p>多様な就農ルートを通じて幅広い人材の確保・育成を進めるとともに、地域の実情に即し、法人経営を含め多様な形態による足腰の強い農業経営の展開を図る。このため、関係諸制度・事業のあり方を見直す。</p> <p>(1) 新規就農の促進</p> <p>就農ルートの多様化に応じた支援策の強化</p> <p>新規学卒者・中高齢者・Uターン者の就農、農家子弟以外からの就農等就農ルートの多様化に応じ、新規就農を希望する者に対してきめ細かな支援を行うため、就農等についての情報提供・相談体制の強化、技術・経営研修の充実等を行う。</p> <p>法人等への就農促進</p> <p>農業法人等の構成員や雇用者としての就農を促進するため、農業法人等に就農を希望する者に対する情報提供、法人等の雇用者としての技術習得の推進等を行う。</p> <p>経営継承の円滑化</p> <p>離農農家等の農地・施設等を新規就農者に対し円滑に継承させるため、リース農場制度を活用するとともに、新たな経営継承システムを構築する。</p> <p>農業教育への支援</p> <p>1) 青年農業者育成の観点から、農業高校から大学農学部への推薦入学の拡大など、大学教育における農業教育のあり方につき検討するとともに、農業者大学校と道府県農業大学校の連携強化、農業高校と道府県農業大学校との連携促進、実践研修の充実等を実施</p> <p>2) 小中学生の農業に対する理解を深めるため、小中学校における農業体験学習への取組みを促進</p>	<p>経営継承の一層の円滑化のための施策の具体化については、農林水産省内の検討体制を強化。</p> <p>農業教育への支援策の具体化については農林水産省と文部省の協議会を設けて検討。</p>

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>(2) 多様な担い手の確保</p> <p>地域農業の維持・継続を確保するため、担い手への施策の集中を図るほか、集落営農の活用、市町村・農協等公的主体による農業生産活動への参画促進等により、地域の実情に応じた多様な担い手を確保・育成する。</p> <p>地域における担い手像の明確化</p> <p>地域の実情に応じた担い手像を明確にするため、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想を速やかに見直す。</p> <p>集落営農の活用</p> <p>集落を基本単位とした営農システムの発展と安定化を図るため、地域の実情に即し、集落営農の位置付けを明確にする。また、条件の整ったものについては特定農業法人化を進め、地域における農地の一体的な管理を行う主体として育成する。</p> <p>公的主体等の農業経営への関与</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市町村・農協等が参画した第3セクター（農作業の受託）、農業生産法人（営農主体） 2) 農地保有合理化法人（農地の中間保有機能を活用した管理耕作） 3) 農協（組合員からの経営受託、作業受託、第3セクター・農業生産法人への出資） <p>農作業の受託組織（サービス事業体等）の育成</p> <p>(3) 農業経営の法人化と法人経営の活性化</p> <p>法人化の推進</p> <p>農業経営の法人化は、新規就農の受け皿、農村社会の活性化、経営の円滑な継承等の利点を有する。そのため、相談・指導活動の展開等を通じて、農業経営の法人化を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 法人の設立を図るための啓発・普及、相談・指導活動の展開 2) 経営体質の強化を図るための研修会の開催 	

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>農業生産法人の活性化 経営の多角化、技術・経営ノウハウの充実、優れた人材の確保等を通じた農業生産法人の活性化を図るため、事業要件・構成員要件・業務執行役員要件を見直す。</p> <p>1) 事業要件 経営の多角化を通じた経営発展、雇用労働力の周年就労の確保、経営の安定等に資するよう、事業の範囲を拡大する。ただし、主たる事業が農業（関連事業を含む。）であることを確保する。</p> <p>2) 構成員要件 食品流通・加工業等との資本提携や生活協同組合等の消費者グループ等からの出資を可能とするため、農業関係者以外の者を構成員に追加できるようにする。ただし、農外資本による経営支配を防止するため、農業関係者以外の構成員は、総議決権の4分の1以下とすることは変更しない。併せて、市町村が農業生産法人に出資できるようにする。</p> <p>3) 業務執行役員要件 農業経営の企画管理業務の比重の増大に対応する観点から、マーケティング、資金調達等の企画管理労働に従事する役員を増加し得るようにする。ただし、農外者による経営支配が排除可能なように措置する。</p> <p>農業生産法人の法人形態の多様化（株式会社形態の導入） 担い手の経営形態の選択肢を拡大させる観点から、農業者、農業団体をはじめとする関係者が納得できる形で、農業経営への株式会社形態の導入を具体化する。</p> <p>1) 地域に根ざした農業者の共同体である農業生産法人の一形態としての株式会社に限り認める。</p> <p>2) 株式会社の参入につき指摘されている様々な懸念を払拭するに足る実効性のある措置については十分な検討を行い、地域社会と調和し、真に農業経営の発展に資するものとなることを確保する。</p>	<p>農業生産法人制度の見直しの詳細（株式会社形態の導入に伴う懸念を払拭するための措置や事業要件等の見直しの詳細）については、早急に専門家による委員会を設けて検討を進め、11年夏頃までに結論を得る。</p> <p>（検討項目例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法上の許可時における厳正な審査 ・地域社会と調和した農業生産・農業経営の確保等（行動基準の作成、監視の充実） ・農業生産法人の要件を欠いた場合の国の買収措置の機動的発動等対策の強化 ・株式譲渡制限等農外者に法人が支配されないようにするための措置 ・構成員の拡大の範囲等

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>2. 農村女性の地位の向上</p> <p>農村における女性の農業経営・地域社会への参画を促進するとともに、少子高齢化の進展等も踏まえ、農村女性が持てる能力を十分に発揮できる条件整備を進める。また、配偶者問題も念頭に置き、都市住民の農山漁村に対するイメージを改善するため、農山漁村・都市交流を促進する。</p> <p>(1) 女性の社会参画への農業・農村面における支援 地域の方針決定過程等への女性の参画を促進するための参画目標の策定、家族や地域社会の意識啓発等の農業・農村面における環境整備</p> <p>11年に制定される予定の「男女共同参画社会基本法」(仮称)を踏まえ、農業・農村面における具体的取組みを充実・強化(男女共同参画についての情報収集・提供、女性の社会参画促進)</p> <p>(2) 女性の農業関連起業活動への支援 女性の農業関連起業活動に必要な情報の提供、技術研修の実施、施設の導入の円滑化等の支援策の充実 農村地域で活動する女性のネットワーク化の促進</p> <p>(3) 女性の能力開発と農業経営参画 女性の農業経営への参画を促進するため、家族経営協定の締結を促進するとともに、農業技術や経営ノウハウの修得等に係る研修を充実 農作業のほか、家事、育児により過重労働となっている女性の負担軽減を図るため、快適な農作業環境の実現のためのマニュアル作成や子育て環境の整備を図りつつ農作業等の労働ピーク軽減のための仕組みづくり等を推進</p>	<p>女性の参画目標の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種委員会への登用促進 ・都道府県審議会への登用促進 ・女性リーダーの育成 <p>男女共同参画についての情報収集・提供については、モデル地域の事例を全国に発信し、意識啓発を促進。</p>

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>(4) 農山漁村の青年と都市の女性の交流促進等 配偶者問題への対応も考慮し、都市住民の農山漁村に対するイメージを改善するため、農林漁業に関する情報の発信・提供、農山漁村の青年と都市の女性の交流促進等農山漁村・都市交流を促進する。</p> <p>3. 高齢農業者の役割の明確化と福祉対策の推進 高齢者がその有する技術や能力を活かし、生きがいを持って農業活動ができる環境づくりを進めるとともに、高齢者を地域ぐるみで支える福祉体制を構築する。</p> <p>(1) 高齢者の役割の明確化と農業関連活動の促進 地域農業や地域社会における高齢者の役割を明確にし、それを踏まえた農業関連活動を支援する。</p> <p>(2) 高齢者に配慮した生活環境の整備 高齢者が安心して農村に暮らし、安全かつ快適な農業関連活動に取り組める生活環境の整備を推進する。</p> <p>(3) 高齢者福祉対策の充実 農協等の活用を図りつつ、農村における高齢者福祉の充実に向けた取組みを推進する。(農協によるホームヘルパーの育成や農協の余剰施設を活用した施設の整備等)。</p>	<p>市町村等が地域の実情に応じ、高齢者対策の基本方針を策定。</p>

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>農業経営の安定と発展</p> <p>1. 国内農業生産の維持・増大に資する価格形成の実現と経営安定措置の実施</p> <p>(1) 市場原理を重視した価格形成の実現 需要に即した国内農業生産の維持・増大を図るため、農産物の需給事情等が価格に適切に反映されるよう、価格政策全般を見直す。</p> <p>(2) 価格政策見直しに伴う所得確保・経営安定対策の実施 価格の大幅な低落が、意欲ある担い手の経営に大きな影響を及ぼさないよう、価格政策の見直しに応じ、価格低落時の経営への影響を緩和するための所得確保対策を講じていく。 また、品目別の価格政策の見直し状況、経営安定措置の実施状況等を勘案しつつ、個々の品目ごとではなく、意欲ある担い手の経営全体を捉えた経営安定措置の導入について検討する。</p> <p>(3) 関連施策の展開 消費者・食品産業のニーズに即した国産農産物の供給を促す観点から、生産者による生産性向上や品質改善等に向けた努力を支援するとともに、内外価格差の縮小を図るため、価格政策の見直しに併せて、関連する生産対策について、品目別の実情を踏まえつつ集中的かつ効率的に実施する。</p> <p>2. 主要品目別の検討方向</p> <p>(1) 米 「新たな米政策大綱」を着実に推進し、需給動向を踏まえた米生産、需給実勢を的確に反映した自主流通米の価格形成に努めるとともに、稲作経営安定対策について適宜必要な見直しを行う。</p>	<p>農業経営全体を単位として捉えた安定措置の導入につき、品目別の施策の見直し状況等を勘案しつつ検討。 (当面、輪作体系による大規模畑作経営を想定した検討)</p> <p>稲作経営安定対策についての生産者の意向を把握するため、稲作農家に対する補完調査を実施。</p>

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>(2) 麦 「新たな麦政策大綱」に基づき、民間流通への移行を図るとともに、生産者の経営安定措置として、「麦作経営安定資金」(仮称)を創設する。</p> <p>(3) 大豆・なたね 大豆については、食品産業等のニーズに対応した「売れる大豆づくり」を推進するとともに、市場評価が生産者手取りに的確に反映されるよう、交付金制度の見直しを図る。 なたねについては、条件整備を行い、交付金制度から産地の実態に即した措置に移行する。</p> <p>(4) 砂糖・甘味資源作物 国産砂糖の価格競争力の回復を図るため、価格形成の仕組みにおける関係者の協同した取組みを具体化するとともに、その状況に応じ担い手の経営安定対策等を検討する。</p> <p>(5) 牛乳・乳製品 乳製品・加工原料乳の価格形成に市場実勢が一層反映されるようにするとともに、生産性の高いゆとりある酪農、効率的な乳業の確立のため、学校給食用牛乳供給対策、牛乳の表示を含め、関連諸施策を見直し、その総合的な実施を図る。</p> <p>3. 経営政策の充実</p> <p>(1) 経営政策の体系的整備 経営感覚に優れた効率的・安定的な農業経営を育成し、その創意工夫を發揮した経営展開が行えるよう、意欲ある担い手に施策を集中するとともに、その施策の内容について、資本装備、雇用確保、技術向上等経営全般にわたる支援策として体系的に整備する。</p>	<p>専門家による研究会を設けて交付金制度の見直しを含む大豆振興策を検討し、11年秋の価格決定までに方向付けを行う。</p> <p>専門家による検討会を設けて価格制度の見直しについて検討し、11年秋の価格決定までに方向付けを行う。</p> <p>価格制度の見直しを含む関連諸施策を見直し、その総合的な実施を図るため、「新たな酪農・乳業対策」(仮称)を11年春の価格決定までに作成。</p> <p>農業経営の体質強化を図るための施策の総合的整備等について、農業経営問題研究会において検討。 (検討項目例) ・農業経営の体質強化を図るための施</p>

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>認定農業者等意欲ある農業者の確保・育成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市町村の農業経営基盤強化促進基本構想の見直し（地域の実情に即した担い手像の明確化、総合的な支援の実施） 2) 既に認定された認定農業者の経営改善計画のフォローアップと新計画の策定等の推進 <p>生産者から経営者への意識改革の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 経営者意識の醸成に向けた青色申告農業者の増加の促進、法人化の推進 2) 経営改善支援センターを拠点とした関係機関（農業改良普及センター、農協、農業委員会等）の連携強化を通じた経営発展段階に応じた指導の推進 3) 農業経営者間の相互研鑽、異業種経営者との情報交換等を支援するための経営者の組織化促進 4) 経営ノウハウの導入等のための食品流通・加工業や外食産業との連携強化 <p>収益性の高い経営確立に向けた環境の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 生産手段の充実 <ol style="list-style-type: none"> ア) 低利資金（スーパーL資金、スーパーS資金等）の融通、債務保証の推進 イ) 担い手に配慮した集出荷施設等の生産施設の整備 ウ) 認定農業者等への農地利用集積の促進 2) 労働力の確保 <ol style="list-style-type: none"> ア) 合同就職説明会の開催、インターネットを使った求人情報の提供 イ) 農業法人における雇用問題の改善（農業法人における雇用状況の調査の実施等） 3) 技術の向上 <ol style="list-style-type: none"> ア) 道府県農業大学校の研修コースの一層の充実 イ) 改良普及員による技術指導の重点化・高度化 4) 経営の多角化・高付加価値化の推進 <p>販売ルートが多様化、生産物の高付加価値化を図るための流通業との連携、消費者との交流の促進</p> 	<p>策の総合的整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策を集中すべき農業経営と集中する施策の内容

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>5) 農業者年金制度の見直し</p> <p>ア) 加入促進、保険料納付率の向上等を推進</p> <p>イ) 次期財政再計算と併せ、農業者年金制度のあり方につき経営移譲の円滑化、農業者の生涯所得の確保の観点や、現下の状況が制度創設当時の状況と大きく変化していること等を踏まえ、幅広く検討の上、農業者年金制度の見直しを実施</p> <p>経営施策の体系的整備に向けた中期的検討 認定農業者の確保・育成状況、青色申告農業者数の動向を踏まえ、農業災害補償制度、農業信用保証保険制度等の施策を担い手の育成に配慮して推進するとともに、金融・税制に関する経営支援策の充実に向けた検討を進める。 併せて、品目別の価格政策の見直し、所得確保対策の導入の状況を踏まえ、農業経営単位での経営安定措置を検討する。</p> <p>(2) 農業災害補償制度の見直し 意欲ある担い手の育成、農業経営の安定機能の強化、農業生産構造の変化への対応、事業運営基盤の強化の観点を踏まえ、農業事情の変化に対応した農業災害補償制度のあり方について検討する。また、制度の効率的運用・事業の改善に合わせた国庫負担等の見直しの検討を行い、その適切な運用を図る。</p> <p>(3) 生産資材費低減対策の推進 諸規制の見直しにより関連業界における自由な競争を促進するとともに、資材の製造から消費に至る各段階におけるきめ細かな取組みを通じて、生産資材費の着実な低減を図る。</p>	<p>研究会を設けて検討し、その結果を踏まえ、改正法案を提出予定。</p> <p>(検討項目例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の目的 ・加入・受給要件の点検 ・年金財政の見通し及び給付と負担のあり方 ・経営移譲の促進及び補完事業のあり方 ・他の制度との連携 <p>11年通常国会に農業災害補償法改正法案を提出予定。</p> <p>規制緩和推進3か年計画にも積極的に対応し、自由競争の環境を一層醸成。現在の農業生産資材費低減行動計画について、12年度に見直し。</p>

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>技術の開発・普及</p> <p>農業生産力の飛躍的向上、農産物の品質・安全性の向上、担い手の確保・育成等のため、技術の開発・普及を重点的に展開していく。このため、技術開発を充実・強化するとともに、効率的かつ効果的な事業運営の観点も踏まえ普及事業の見直しを行う。</p> <p>1．技術開発の充実・強化</p> <p>(1) 国全体の技術開発の目標等の策定と連携の強化</p> <p> 国全体の技術開発の目標の明確化</p> <p> 農政が抱える諸課題に対応した効率的かつ効果的な技術開発を推進するため、国、都道府県、大学、民間等を含めた国全体の技術開発について、概ね10年を見通した目標を明確化する。</p> <p> 達成目標を明確化した研究戦略の策定と評価の推進</p> <p> 技術開発研究の一層の効率化、活性化を図るため、重要分野ごとに農政の課題に対応した具体的達成目標を明確にした研究戦略を策定する。また、研究成果について達成目標に照らした評価と見直しを行う。</p> <p> 産学官、普及組織との連携強化による技術開発の活性化・効率化</p> <p> 国立研究機関における研究成果の実用化・早期移転、提案公募型研究の拡充・強化を図るほか、研究体制の再編整備に当たって、産学官の共同研究を推進する仕組みを整備する。</p> <p> また、普及組織との連携強化を図るため、技術開発・普及目標の共有化、研究員による現場指導への参画等を推進する。</p> <p>(2) 新たな農政の展開方向に即した技術開発の重点化</p> <p> 技術開発については、食料の安定供給の確保のための農業生産力の向上、農業の自然循環機能の発揮等新たな農政の展開方向に即して課題を重点化する。また、それに対応し、研究体制を再編整備する。</p>	<p>新たな技術開発目標を策定。</p> <p>研究戦略に即し、麦、大豆等の緊急研究開発プロジェクト等の研究プロジェクトを創設。</p> <p>農業関係試験研究検討会において研究体制の再編整備の基本方針について検討し、省庁再編時（12年度を目途）に新たな体制へ移行。</p>

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>2. 普及事業の見直し</p> <p>対象者の重点化</p> <p>今後の普及事業の展開に当たっては、対象者を農業生産の担い手となる人材や地域農業のまとめ役となる人材に重点化する。</p> <p>農業者のニーズに応えた普及事業の展開</p> <p>生産現場に密着し、担い手となる個々の農業者の経営実態等に即したきめ細かい普及活動を展開するとともに、試験研究機関、大学等との連携強化等による迅速な技術移転を進める。</p> <p>民間との役割分担</p> <p>農協が行う営農指導事業や民間専門家との役割分担を進めるため、営農指導員の資質向上や民間専門家への情報提供等の支援を行う。</p> <p>効率的・効果的な普及活動の展開</p> <p>多様な農業者の要請等に対応した効率的・効果的な普及活動を展開するため、普及職員の資質向上、情報ネットワークの整備や普及センターの機能の充実を図る。</p>	<p>国が定める協同農業普及事業の運営指針を改定。これに併せて、都道府県が定める実施方針も改定。</p> <p>普及職員資格制度検討委員会を設置し、普及職員の資格試験、専門項目を見直す。</p> <p>農業改良普及センターと農業者等を結ぶ情報ネットワークを全地域について整備（13年度まで）。</p>

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>農業の自然循環機能の発揮</p> <p>農業が本来有する自然循環機能が十分に発揮され、農業の持続的な発展が図られるよう、新たな法制度の整備等により、望ましい農業生産方式への計画的な転換、家畜ふん尿の適切な管理、有機性資源の循環利用の促進等を行う。</p> <p>なお、農業生産に係る環境機能面に関連した政策のあり方につき、諸外国における施策動向、今後の国際規律の動向等を踏まえながら鋭意検討する。</p> <p>1．農業の持続的な発展に資する生産方式の定着・普及 目指すべき高度な生産方式の明確化 農業者、消費者、行政等が一体となった取組体制の強化（高度な生産方式への転換のための行動計画の策定等） 高度な生産方式を導入する農業者への支援策の充実、技術の開発・普及</p> <p>2．家畜ふん尿の適切な管理・利用の推進 適切な管理・利用のための基本的な方針の策定（家畜ふん尿処理施設が備える要件、施設等の整備の目標等） 適切な管理・利用に取り組む畜産農業者等への支援策の充実（堆肥化施設等の整備、耕種農業との連携による堆肥利用の促進等） 不適切な管理の改善（堆肥化を基本とした適切な管理の基準の設定等） 適切な管理・利用のための技術の開発・普及</p> <p>3．有機性資源の循環利用システムの構築 家畜ふん尿、稲わら等の農業副産物、食品残さ等有機性資源の情報ネットワークの整備（供給者と利用者が一体となった情報伝達体制の整備等）</p>	<p>11年通常国会に関係法案を提出予定。</p> <p>高度な生産方式の具体例 土づくり：土壌診断に基づく堆肥使用 施肥：肥料使用の合理化 防除：農薬使用の合理化 行動計画の策定・実施のため、農業者、消費者、行政等の関係者による協議会を設置。</p> <p>管理の基準の例 家畜ふん尿処理施設等の構造、維持管理方法等に関する基準等</p> <p>国・地域の各段階において、関係省庁・地方公共団体、民間団体、業界等に</p>

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>有機性資源の循環利用のための基幹的施設の整備 有機質肥料の適切な利用のための肥料成分等の表示制度の整備 技術の開発・普及（低コストな資源化技術・悪臭防止技術の開発・普及）</p> <p>4．農業生産に係る環境機能面に関連した政策のあり方の検討 農業生産に係る環境機能面に関連した政策のあり方につき、諸外国における施策動向、今後の国際規律の動向等を踏まえながら検討する。</p> <p>5．農業分野における地球規模での環境問題への対応の強化 地球温暖化対策推進法に沿った温室効果ガスの排出の抑制（二酸化炭素（農業機械、温室等）、メタン（水田、家畜）、亜酸化窒素（施肥土壌、家畜）） 「モントリオール議定書締約国会合」の合意に基づく、臭化メチル（オゾン層破壊物質として指定された物質）の削減（原則として2005年までに全廃） ダイオキシン類・内分泌かく乱物質対策の強化（汚染の実態調査、対象物質の環境中動態や作用機構の解明に関する研究等）</p>	<p>よる協議会の設置を検討。 有機質肥料の表示制度の整備のため、11年通常国会に肥料取締法改正法案を提出予定。</p>

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>農業・農村の有する多面的機能の十分な発揮</p> <p>1．農業・農村の有する多面的機能の理解の増進と適正な評価 農業・農村は、食料の安定供給に加え、洪水防止、水資源のかん養等の多面的な機能の発揮を通じ、都市住民を含む国民全体の生活と生命・財産を守る役割を果たしていることから、これら多面的機能が国民に正しく理解され、適正に評価されるよう、情報提供や普及活動を展開する。</p> <p>2．農村地域の総合的・計画的な整備 美しく住み良い農村空間を創造するとともに、農業・農村の有する多面的機能が十分に発揮されるようにしていくため、計画的な土地利用と生産・生活基盤が一体となった総合的な農村整備を推進する。また、現行の農業構造改善事業に代わる新たな事業として、農業・農村の発展基盤の整備を図るための総合的な事業を創設する。</p> <p>(1) 農業振興地域制度の見直し 農用地区域の設定基準等の法定化 市町村農業振興地域整備計画の拡充と定期的見直し</p> <p>(2) 農村整備に係る諸事業の見直し 農村総合整備事業等における農村の活性化や都市・農村の交流の促進に資する整備と生産基盤整備の一体的な推進 21世紀を見据えた総合的な農業・農村の発展基盤の整備を図るため、現行の農業構造改善事業に代わる新たな事業を創設</p>	<p>11年通常国会に農業振興地域の整備に関する法律の改正法案を提出予定。</p> <p>現行の農業構造改善事業に代わる新たな事業の創設につき研究会を設置（11年度中に結論） （検討項目例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業構造改善事業の評価 ・新たな事業に求められる視点 ・事業推進のあり方

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>3．都市住民のニーズに対応した農業・農村の振興</p> <p>(1) 都市と農村の交流の促進と市民農園の普及 都市住民にゆとりと安らぎを提供し、農業・農村への理解を促進するとともに、農村における就業・所得機会の創出等地域の活性化を図るため、グリーン・ツーリズムが国民運動として定着するようソフト・ハード両面から条件を整備する。 都市住民等のニーズに応えるとともに、農地の多面的利用を促進する観点から、市民農園、日本型クラインガルテン（滞在施設等と一体的に整備された小規模農地）の広範な整備・普及等を図る。</p> <p>(2) 都市農業の振興・発展 都市農業が、都市住民に対する新鮮な農産物の供給、学童農園や市民農園、観光農園等による食教育・農業体験・レクリエーションの場の提供、さらには緑や防災空間の提供等の面での都市住民のニーズに対応した発展が図りうるよう、適切な振興策を講ずる。</p> <p>4．中山間地域等への直接支払いの導入等 下流域の都市住民をはじめとした国民の生命・財産を守るという、いわば防波堤としての公益的役割を果たしている中山間地域等の活性化を図るため、立地条件を活かした特色ある農林業等の振興施策等を講ずるとともに、農業生産活動や農地の保全・管理等を支援する直接支払いについて、国民の理解と納得が得られる形で実現に向けた具体的検討を行う。</p> <p>(1) 農業生産の振興と農業経営の体質強化 地域の個性を活かした新たな山村振興事業の展開等による高付加価値型農業等の推進 中山間地域等に適合した基盤整備と技術の開発・普及 第3セクターの活用等による多様な担い手の確保 地域特産品の認証事業の推進</p>	

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>鳥獣被害の防止技術の確立と防止施設の整備</p> <p>(2) 国土保全等の多面的機能の維持・発揮 森林と農用地が混在する地域における農林地の一体的な保全整備 耕作放棄の発生を未然に防止するため、生産基盤の整備と農地の利用・管理体制整備を一体的に促進</p> <p>(3) 中山間地域等における定住の促進 地域資源を活用した内発型の地場産業の育成等、多様な産業の創出と雇用機会の確保 広域連携や集落の再編等も視野に入れた生活基盤の総合的整備と高齢者対策の推進</p> <p>(4) 直接支払いの導入 高齢化が進行する中、農業生産条件が不利な地域があることから、耕作放棄地の増加等により公益的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、耕作放棄の発生を防止し公益的機能を確保するという観点から、既存の政策との整合性を図りつつ、次の枠組みにより、直接支払いの実現に向けた具体的検討を行う。 対象地域は、特定農山村法等の指定地域のうち、傾斜等により生産条件が不利で、耕作放棄地の発生の懸念の大きい農用地区域の一団の農地とし、指定は、国が示す基準に基づき市町村長が行う。 対象行為は、耕作放棄の防止等を内容とする集落協定又は第3セクター等が耕作放棄される農地を引き受ける場合の個別協定に基づき、5年以上継続される農業生産活動等とする。 対象者は、協定に基づく農業生産活動等を行う農業者等とする。 単価は、中山間地域等と平地地域との生産条件の格差の範囲内で設定する。 国と地方公共団体とが共同で、緊密な連携の下で直接支払いを実施する。 農業収益の向上等により、対象地域での農業生産活動等の継続が可能であると認められるまで実施する。</p>	<p>11年通常国会に森林開発公団法の改正法案を提出予定。</p> <p>直接支払いについては、以下を基本として具体的に検討。 地方公共団体の長、学識経験者等から成る第三者機関を設置し、制度運営の課題、適切な運用方法等につき、12年度概算要求までに具体的に検討する。 本政策は12年度から実施する。 直接支払い導入の一定期間経過後、中立的な第三者機関を設置し、政策効果等の評価・見直しを行う。</p>

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>農業団体の見直し</p> <p>1. 農業協同組合系統組織</p> <p>金融ビッグバン等に対応して、事業機能の一層の強化や経営の効率化が求められている中で、農業者の協同組織として、農家農民のために各種事業を行う総合事業体としての本来の役割を十分に果たし得るようにする。</p> <p>(1) 組織の再編・整備の実現</p> <p>農協系統組織が12年（2000年）を目標として自ら取り組んでいる組織の再編・整備を実現する。</p> <p>(2) 新しい農政の展開における農協系統組織による積極的な役割の発揮</p> <p>農協が農業者の階層分化、組合員の多様化に対応して、地域農業・地域社会の活性化の主体としてその機能を効果的に発揮できるよう指導・支援を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 担い手の確保・育成、営農・経営指導事業の充実 2) 各品目の生産対策に資する経済事業の推進 3) 農地の流動化、耕作放棄地の解消等への取組みの強化 4) 高齢者福祉等農村地域の生活の向上のための取組みの推進 5) 審査能力の向上、人材の育成等を通じた農協系統信用事業の基盤強化 <p>農業・農村の構造変化、金融ビッグバンの実現等に対応して、農協が効果的にその役割を発揮し得るよう、制度的な見直しを含め検討する。</p>	<p>総合農協の合併計画</p> <p>10年 1,770 12年 530</p> <p>14信連、20経済連、47共済連において12年（2000年）までに全国連との統合を実現。</p> <p>6年の35万2千人から、12年（2000年）までに5万人の職員を削減。</p>

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>2. 農業委員会系統組織</p> <p>優良農地の確保とその有効利用、担い手の確保・育成等地域の実態に即した構造政策を推進する上で期待される農業委員会系統組織の役割が効率的かつ十分に果たせるよう体制を見直す。</p> <p>(1) 農業委員会の組織体制の見直し 農家戸数の減少等を踏まえた組織体制の適正化を早急に図る。また、農地主事の必置規制を廃止する。</p> <p>(2) 構造政策への農業委員会系統組織の積極的な取組みの推進 農地・農家等の情報の電子化等を進め、農業委員会による農地の流動化、担い手の育成等の構造政策への取組みを重点的に支援する。 都道府県農業会議・全国農業会議所による関係機関・団体との連携を通じた農地の流動化、新規就農の促進、農業経営の法人化等への取組みを重点的に支援する。 農業委員会等による構造政策への取組みの強化、都道府県農業会議等の関係機関・団体との効率的連携の促進等に必要な制度的措置等を講ずる。</p> <p>3. 農業共済団体</p> <p>農業災害補償制度の見直しの中で、近年の農業事情の変化や価格政策における市場原理の一層の活用の方角に対応して、担い手の育成や農業経営の安定における農業共済団体の役割を強化する。</p> <p>(1) 事業運営基盤の充実強化 農業共済事業の安定的な事業運営基盤の確保を図るため、農業共済組合等の広域化を着実に推進するとともに、農業共済事業の二段階制での実施を可能とする途を拓く。</p>	<p>地方分権推進委員会の勧告に従い、10年5月に農業委員会の設置基準の引上げ及び選挙委員の定数設定を弾力化。</p> <p>農地関連法制度の見直しに併せ、農業委員会法の見直しを実施。</p> <p>統合予定 現在 545 12年 322</p>

農 政 改 革 大 綱	備 考
<p>(2) 農政の展開方向に即した農業共済事業の改善の検討 家畜共済について、大規模畜産農家の掛金負担を軽減し加入の促進を図るため、新たな引受方式の導入 麦共済について、農業経営を安定させるため、災害時における品質低下に伴う収入減にも対応し得る新たな手法の導入</p> <p>4 . 土地改良区 食料供給力の確保のほか公共・公益的機能を有する土地改良施設の中心的管理主体としての土地改良区の事業運営基盤を強化する。 全体として零細・小規模である土地改良区について、水系単位又は市町村単位を基本としつつ、目標を定めて統合整備を一層進める。その際、土地改良事業団体連合会による指導・支援等を強化する。 土地改良施設の公共・公益的機能の増大も踏まえ、施設管理に係る施策の強化を検討する。 土地改良制度等の見直しと関連して、期待される役割等も踏まえ、土地改良区の活性化を推進する。</p> <p>5 . 団体間の連携の強化 地域の農林漁業の振興を一体として進めるため、地域の実情に応じ、森林組合や漁業協同組合を含む団体間の連携の強化についての条件整備を進める。</p>	